

4 日 獣 発 第 199 号
令和 4 年 10 月 26 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内 勇夫
(公印及び契印の押印は省略)

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正について

このことについて、令和 4 年 10 月 17 日付け 4 消安第 3154 号をもって農林水産省消費・安全局長から、別添のとおり通知がありました。

飼料添加物は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件（昭和 51 年 7 月 24 日農林省告示第 750 号、以下「告示」という。）において指定されており、飼料及び飼料添加物の成分規格等は農林水産大臣が農業資材審議会の意見を聴いて、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号。以下「省令」という。）に定められます。今般、農業資材審議会に意見を聴いたところ、安息香酸を新規飼料添加物として告示に指定することは適当と答申を得たことを受け、①別表第 1 の 1 の（1）に、安息香酸の飼料中の含有率は 0.5%以下でなければならない、②別表第 1 の 1 の（2）に、体重がおおむね 70kg 以内の豚を対象とする飼料以外に用いてはならない、③別表第 2 の 8 に、製造の方法等の基準及び成分の規格、の上記 3 点を省令に規定し、交付日をもって施行された旨、周知依頼がありました。

つきましては、貴会会員に周知方よろしくお願いいたします。

本件内容の問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会
事業担当 山本・守尾
TEL 03-3475-1601